

平成18年12月26日

各 位

三菱UFJ信託銀行株式会社

剰余金の配当に関する源泉徴収手続き相違について

当社が株主名簿管理人として配当金の支払い事務を行っております一部の発行会社の株主さまに対し、下記のとおり、源泉徴収が不要である配当金について、あやまって源泉徴収をおこなったうえでお支払いしたことが判明いたしました。

過大に徴収した金額については既にご返金手続きをおこなっておりますが、該当の株主さまには大変ご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。

記

1. 対象となる配当金

- ・ 株式会社ケーヨー 第69期中間配当金(平成18年11月6日支払い開始分)
- ・ 株式会社USEN 第42期期末配当金(平成18年11月30日支払い開始分)

ほか未上場会社1社

2. 事実関係

上記3社の配当金はいずれも資本剰余金を原資とするものでしたが、株式会社USENにつきましては配当金の全額、株式会社ケーヨー及び未上場会社1社につきましては、「みなし配当」部分を除く残額について、配当所得と同様に源泉徴収を行ったものです(※)。

(※)平成18年5月1日の会社法施行に伴う税制改正により、資本剰余金を原資とする配当は、「みなし配当」部分を除き配当所得として取り扱われなくなりました(所得税法第24条、第25条第1項第3号)。

3. 今後の対応

該当の株主さまへは、本日、ご返金手続きに関するご案内をお詫びの書面に同封し郵送いたしました(12月27日支払い開始)。

今後このようなことがないよう配当原資の事前確認を徹底するよう手続きを変更し、万全の体制を構築してまいります。

以 上